

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書（案）

北朝鮮が日本人の拉致を認め、謝罪した平成 14 年 9 月の日朝首脳会談以降、5 人の拉致被害者とその家族の帰国は実現したものの、いまだ拉致問題は全面的な解決には至らないまま 20 年の歳月が流れている。

政府は拉致問題を「最優先、最重要課題である」と位置づけ、再度の日朝首脳会談を目指すというが、北朝鮮との交渉は停滞し、解決の見通しは依然立っていない。

拉致被害者自身やその家族が高齢化し、もはや一刻の猶予もない状況に置かれていることから、早急に拉致被害者全員の即時帰国を実現しなければならない。

よって、国においては、拉致被害者全員の早期帰国を実現させるため、北朝鮮側に対して粘り強い交渉を行うとともに、あらゆる外交上の機会を捉えて問題提起するなど、拉致問題の一刻も早い全面解決に向け、全力で取り組むよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 12 月 15 日

様

和歌山県議会議長 尾崎 要二
(提出者)
藤山 将材
長坂 隆司
奥村 規子
多田 純一

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

外務大臣

内閣官房長官

拉致問題担当大臣